

令和6年10月29日

第 10 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和6年10月29日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員8名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 古谷会長
5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長 北村主幹
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用の嵩上げ承認願について
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
8. その他 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画について
令和6年第6回総会で保留になった農地法第3条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	武田会長職務代理者 只今から、令和6年第10回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は古谷会長から欠席の連絡をいただいております。
議 長	武田会長職務代理者 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	武田会長職務代理者 それでは、本日の議事録署名人は11番 堅田委員、12番 谷脇委員、よろしくお願いいたします。
議 長	武田会長職務代理者 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号1は、ネギを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は柿を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人はキュウリを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後はキュウリを栽培す

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 及び番号 2 を議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明します。 番号 1 についてです。 まず、農地の区分については、その他の農地としての第 2 種農地と判断され、転用が第 3 種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。申請地目は登記地目、現況は畑ですが、すでに土が入れられ、宅地としての体裁を整えつつありました。この件については、始末書が提出され、知らなかったとは言うものの以後、軽率な行為は行わないと宣誓しています。 目的は宅地を造成し個人住宅を建築するもので、現在は、マンションの一室で生活中であるが、子供が 2 人となり手狭なため、津波の心配がなく大型店舗にも近く利便性が良い現地に建築する必要が生じ、やむを得ないものと認められます。 資力及び信用は、建築費〇〇円、土地代金〇〇円、合計〇〇円を借入金で賄う計画で、銀行の融資証明も出ており、問題ないものと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、事業の操業期間または施設の利用期間が許可の日から永久となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性については、転用面積 3 5 7 . 3 1 m²は、敷地配置計画図、事業計画書により必要な面積と判断します。 造成計画については、盛土、切土の予定はなく、耕土を取り除き、転圧して地盤の強化を図ります。また排水計画については、家庭排水及と屋根に降った雨は合併浄化槽を経て北側水路へ放流します。その他雨水については、庭に傾斜をつけ、敷地進入部分に設けた砂利敷部分へ導き自然排水とします。 進入計画については、東側市道から直接進入します。

議 長 意 見	なお、周辺農地への影響については、申請地の西側は県道、南側、東側農地は譲渡人所有であり問題はなく、西側は登記地目農地ではあるが以前からすでに宅地であり問題ないものと判断します。 番号2です。 まず、農地の区分については、鉄道駅からおおむね300m以内にある農地で、土地区画整理事業区域内の農地でもあり第3種農地と判断します。申請地目は登記地目が畑、現況も畑です。 転用の目的は店舗の建築です。法人が賃借し回転ずし店を整備するものです。申請地は、休耕中であり店舗及び駐車場等を整備するのに十分な広さを有し、国道、県道添いにあり事業を行う上で必要な条件を備えています。また、エリアの活性化にも一役買うものでありやむを得ないものと考えます。 資力及び信用については、土地造成費〇〇円と建物建築費〇〇円の合計〇〇円を銀行からの融資で賄う計画です。銀行からは、融資見込証明書が出されており問題はないものと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工事計画が許可日から令和7年5月31日までと決まっており、確実性については問題ないものと考えます。 計画面積の妥当性については、193席を備えた店舗と59台分の駐車場を確保し、店舗としての効用を発揮するためには必要な面積と判断します。 造成計画については特に切土、盛土はありません。敷地全体にアスファルト舗装を施し、誘導標式、駐車区画等の表示をします。 進入計画については、敷地南側の国道と西側の県道から進入します。 また排水計画については、事業で生ずる汚水は、合併浄化槽を介し、敷地西側の道路側溝へ放流します。敷地内に降った雨は、集水桝を設け、排水管で最寄りの道路側溝へ放流します。 なお、周辺農地への影響については、申請地の周囲には農地はありません。 武田会長職務代理者 何かご意見、ご質問等ございますか。 11番 堅田委員 番号1ですが、以前申請があった近隣の土地は1種農地だったと思いますが、いつから2種農地になったのでしょうか。 梅原局長 以前の申請の際、県と厳密に分断要件を確認しましたところ、10haの広がりを持つ集団農地という条件を満たさない、第2種農地と判断しました。
-----------------------	---

	1 3 番 坂本委員 番号2について、駅から300m以内の第3種農地であること、〇〇地区土地区画整理事業の区域内であること、隣接の農地もないということで、問題ないです。
審 議	武田会長職務代理者 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、意見書を付けて高知県知事に送付することとします。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、議案第3号 農地の嵩上げ承認願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第3号 農地の嵩上げ承認願にいて 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 嵩上げ計画は、川上側を40cm上げて、川下側まで至る間に60cmの高さまで嵩上げするものです。周辺の同意は、川上側、川下側の隣接地所有者2名から出ています。
議 長	武田会長職務代理者 関係委員の意見をお願いします。
意 見	3 番 宮田委員 現地確認をしてきました。申請地は南海大地震のときに津波がここまで来たということや、大雨が来た時に浸水するような土地です。ハウスをやるには嵩上げしないとできないということで、そうせざるを得ないかと思います。 5 番 谷本委員 以前にも嵩上げするという話が出ていましたが、周辺農地から反対の意見が出ていたと

	思いますが。 梅原局長 隣接農地の所有者からは同意が得られています。
審 議	武田会長職務代理者 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、承認することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 それでは、議案第3号 農地の嵩上げ承認願については承認通知を送付することとします。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、その他の事項 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画について を議題とします。
議案説明	北村主幹 9月27日の総会にてお伺いしました農業振興地域整備計画の変更について、当日の現地確認の際、誤った農地を案内しておりました。隣の農地の一部を当該地として案内しておりました。現地確認にご参加いただいた委員の皆様にはご連絡をさせていただきまして、正当な申請地であればご承認いただけるとの回答をいただきましたが、改めてこの場でご承認いただけるか確認させていただきたいと思います。今後はこのような事が無いように十分留意すると共に、お詫び申し上げます。この度は申し訳ございませんでした。
議 長	武田会長職務代理者 何かご意見はございますか。

審 議	武田会長職務代理者 何かご意見はございませんか。無ければ承認するということでよろしいですか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 それではこの件は承認する事といたします。
議 長	武田会長職務代理者 続きまして、その他の事項 令和6年第6回総会で保留となった農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。
議案説明	坂本次長 6月に農地法第3条の申請があり、6月27日の総会で審議しましたが、令和4年から譲渡人とJAで農作業受委託契約を締結していて、6月にJAが田植えをしていた状態だったので、10月の稲刈り後に受委託契約を解約してから審議するという事で保留になっていました。 10月24日にJAから、稲刈り、草刈、耕うんが終了し、譲渡人にもそのことを連絡し、農作業受委託契約を解約したとの連絡がありました。10月25日に事務局で現地確認を行い稲刈り等が実施されていることを確認しましたので再度の審議をお願いします。
議 長	武田会長職務代理者 何かご意見はございますか。
審 議	武田会長職務代理者 何かご意見はございませんか。無ければ承認するということでよろしいですか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	武田会長職務代理者 それでは、その他の事項 令和6年第6回総会で保留となった農地法第3条の規定による許可申請について は許可することに決定いたします。
議 長	武田会長職務代理者 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。

